

# 佐野市山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
栃木県	佐野市	平成20年度 (平成28年度)
振興山村名	飛駒村・野上村(旧田沼町)	氷室村(旧葛生町)
指定番号	田沼町：第532号	葛生町：第747号

平成28年7月

佐野市

# 目 次

<b>I 地域の概況</b> . . . . .	<b>1～3</b>
1 自然的条件 . . . . .	1～2
(1) 地理、地勢 . . . . .	1
(2) 気候 . . . . .	2
2 社会的及び経済的条件 . . . . .	2～3
(1) 人口の動向 . . . . .	2
(2) 産業構造の動向 . . . . .	2～3
(3) 土地利用の状況 . . . . .	3
<b>II 現状と課題</b> . . . . .	<b>4～5</b>
<b>III 振興の基本方針</b> . . . . .	<b>6</b>
<b>IV 振興施策</b> . . . . .	<b>7～9</b>
1 交通施策 . . . . .	7
2 情報通信施策 . . . . .	7
3 産業基盤施策 . . . . .	7
5 地域資源の活用に係る施策 . . . . .	7
6 文教施策 . . . . .	7
7 社会、生活環境施策 . . . . .	7
9 集落整備施策 . . . . .	8
10 国土保全施策 . . . . .	8
11 交流施策 . . . . .	8
12 森林、農用地等の保全施策 . . . . .	8
13 担い手施策 . . . . .	8
14 鳥獣被害防止施策 . . . . .	8～9
※施策番号4、8は欠番とする	
<b>V 産業振興施策促進事項の有無</b> . . . . .	<b>9</b>
<b>VI 他の地域振興等に関する計画、施策との関連</b> . . . . .	<b>9</b>

## I. 地域の概況

### 1 自然的条件

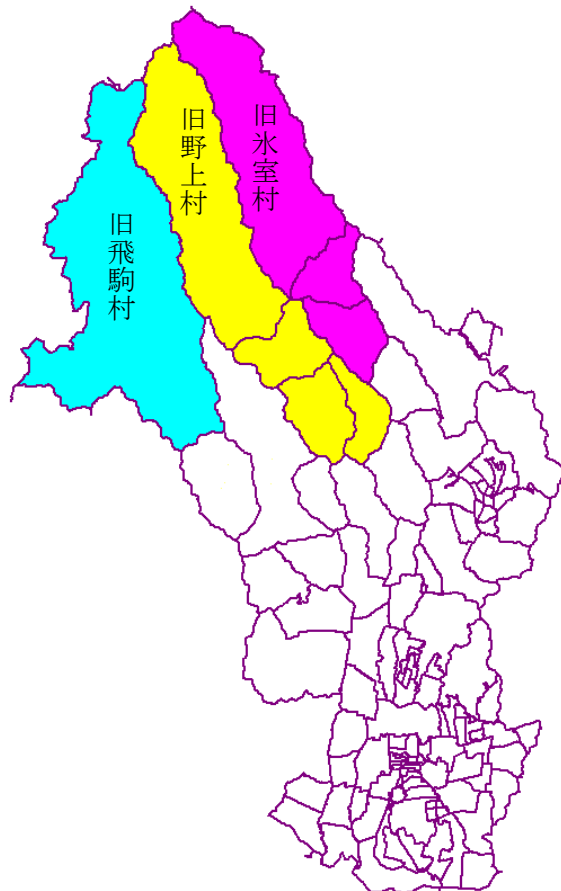
#### (1) 地理・地勢

本市は、東京から70km圏内にあり、栃木県の南西部に位置し、東は栃木市、西は足利市、群馬県桐生市、南は群馬県館林市、板倉町、北は氷室山や根本山をはじめとする1,100m級の広大な山岳地帯を経て鹿沼市、群馬県みどり市と接しており、東西22.6km、南北35.6km、面積は356.04km<sup>2</sup>を有している。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた地域であり、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっている。

このうち、市北部の旧飛駒村、旧野上村、旧氷室村が振興山村地域に指定されており、面積は約149.79km<sup>2</sup>、市土面積の約42.1%となっている。

道路網は、国道50号が佐野地域の市街地の南端に沿って東西に延び、佐野地域の東端を南北に走る東北自動車道と佐野藤岡インターチェンジで連結している。さらに、国道293号が佐野地域の北部市街地と田沼地域及び葛生地域の南部市街地を結び、本市の中央部を東西に貫く幹線道路となっており、市道・農道が各地区の連絡道としてこれらを補完している。また、平成22年に開通した北関東自動車道が、佐野田沼インターチェンジにおいて、国道293号と接続している。



佐野市の振興山村区域図

## (2) 気候

夏に降水量の多い太平洋気候区に属し比較的温暖であるが、内陸部のため気温の年較差・日較差が大きくなっている。

また、北部の山間部では、南部および西部と比べて標高差が約1,000mあるため、冬季には積雪があり、4月初旬においても残雪がみられることがある。

佐野市の気候（平成21年～平成25年までの5カ年平均）

気 温 15.1℃（最高37.8℃、最低-4.6℃）  
年間降水量 1153.4mm  
天 候 快晴62.6日、晴155.4日、曇100.8日  
雨 37.4日、雪1.2日

資料：佐野地区広域消防組合 消防本部調

## 2 社会的及び経済的条件

### (1) 人口の動向

本市は、人口121,249人、世帯数45,178世帯（平成22年国勢調査）であり、総人口は平成2年までは増加を続けていたが、それ以降は減少傾向にある。なお、人口は減少するものの世帯数は増加を続けており、核家族化が進行しているため1世帯当たりの人員は減少している。

なお、飛騨地区、野上地区、氷室地区の人口は3,520人、世帯数は1,294世帯となっている。

佐野市人口、世帯数の推移

単位：人、世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人 口	128,276	128,099	125,671	123,926	121,249
世帯数	38,357	40,769	42,122	43,830	45,178

人口密度（人/ha）：市全体 3.41人/ha、山村振興地域 0.23人/ha

1世帯あたりの人口：市全体 2.68人/世帯、山村振興地域 2.73人/世帯

### (2) 産業構造の動向

本市における産業別の就業人口の推移は下表のとおりであり、県全体に比べ第二次産業の割合が高くなっているのが特徴となっている。就業人口の総数は、平成7年以降減少している。産業別では、第一次産業、第二次産業の就業人口は減少し、第三次産業の就業人口は減少しているが、割合は増加している。

佐野市産業別就業人口の推移

単位：人、%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第一次産業	4,470 ( 7.2)	3,456 ( 5.3)	3,298 ( 5.0)	2,752 ( 4.3)	2,477 ( 4.0)	1,682 ( 3.0)
第二次産業	29,693 ( 47.7)	31,010 ( 47.6)	29,302 ( 44.5)	26,995 ( 42.3)	23,820 ( 38.3)	20,401 ( 36.0)
第三次産業	28,131 ( 45.1)	30,642 ( 47.1)	33,232 ( 50.5)	34,121 ( 53.4)	35,882 ( 57.7)	34,541 ( 61.0)
就業者総数 (割合)	62,294 (100.0)	65,108 (100.0)	65,832 (100.0)	63,868 (100.0)	62,179 (100.0)	56,624 (100.0)

※分類不能就業者を除く

※国勢調査によるデータ

(3) 土地利用の状況

本市の土地利用状況は、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林と自然環境に恵まれた山間地域であり、南部は、渡良瀬川沿岸に広がる平坦な水田地帯と住宅や産業基盤が集積する都市的地域が展開する地域となっている。

なお、平成26年の土地利用状況は以下のとおりであるが、山村振興地域に指定されている飛駒地区、野上地区、氷室地区においては、特に林野率が高く、地域の90.8%が森林となっている。

佐野市の土地利用状況(平成26年1月現在)

面積：ha 構成比：%

	総数	田	畑	宅地	池沼	林野	雑種地	その他
面積	35,607	3,480	1,346	2,925	22	21,829	1,383	4,620
構成比	100.0	9.77	3.78	8.22	0.06	61.31	3.89	12.97

注) 林野面積は「2010年農林業センサス」、それ以外は「2014佐野市統計書」によるデータ

## Ⅱ. 現状と課題

本地域のうち旧飛駒村・旧野上村については、昭和44年度に振興山村の指定を受け、第一期山村振興計画を策定し、昭和49年度に第二期、昭和56年度には第三期、さらに平成6年度に山村振興等農林漁業特別対策事業の計画策定を行った。また、旧氷室村は昭和45年度に振興山村の指定を受け、第一期山村振興計画を策定し、昭和52年度に第二期、昭和60年度に第三期、さらに平成9年度に山村振興等農林漁業特別対策事業の計画の策定を行った。また、両地域を含めた市町合併後の平成20年度に、佐野市として第一期の山村振興計画を策定し、交通網の整備、農林業の振興、社会生活環境の整備等を中心に、各種施策を推進してきたところである。

この間、道路網及び情報通信網の整備、簡易水道の普及等により生活環境の向上に一定の成果を見た。また、観光交流施設の整備等により、都市住民との交流が図られ、地域の活性化がある程度促進された。さらに基幹的産業である林業においては、森林保全を図るための林道網の整備、森林資源の有効利用を図るための基幹的林道の整備を行い、林業経営の強化を図ってきた。

以上のような対策を講じてきたが、次のような課題が解消されていない。

### 1 社会基盤の整備及び維持管理

本地域においては、道路・情報通信網の整備や簡易水道の普及等これまで一定の成果を挙げているが、若年層の定住促進などのためには、引き続き社会基盤の整備及び維持管理に努める必要がある。

### 2 農林業の衰退

振興山村における農業は、経営耕地面積1ha未満の農家が90%以上を占めている。小区画の農地が散在するなど効率性が悪く、農作業の負担が大きいことから、離農者も多く、耕作放棄地が増加している。林業においては、人工林天然林の割合では人工林が69%と高く、所有別では私有林が91%を占めている。民有林の大部分が小規模森林所有者であり、木材価格の低迷により採算性が悪化しており、生産活動の停滞を招いている。

このような状況から、農業では農業生産基盤の整備を行い担い手への農地の集積を図ることや多様な人材を確保するための対策が求められる。林業では森林組合や林業経営体への施業・経営の集約化を図ることが必要である。

また、地域資源の掘り起こしを行い、それを生かした新たな産業を創出し、女性や高齢者の雇用の場を確保する必要がある。

### 3 森林・農地の荒廃

森林や農地には、木材や食料の生産という機能だけではなく、国土の保全、水資源の涵養、保健、さらには地球温暖化防止等の多面的機能がある。これらの機能が、農林業の担い手不足による森林・農地の荒廃及びその荒廃がもたらす野生鳥獣被害の増加により、十分に果たせない状況となっている。また、本市においては、秋山地区を中心に野生獣の増加がヤマビルの増加を招き、森林・農地の荒廃に拍車をかけている。

森林・農地の多面的機能が十分発揮されるよう、鳥獣被害対策も含め管理水準を高める必要がある。

#### 4 地域活力の低下

振興山村には、日本の原風景、伝統文化、集落行事等の地域資源が存在するが、過疎化、高齢化による集落機能が衰え、都市部との比較による地域への誇りの喪失から、これら地域資源も埋もれつつある。しかしながら、これら振興山村の地域資源は、ゆとり、やすらぎ、スローライフ、スローフードといった新たなライフスタイルと調和し、都市と山村の交流、山村のコミュニティの活性化の核となるものである。

振興山村住民が気づかないあるいは忘れられようとしている地域資源の掘り起こしや継承のために、地域づくりの専門家によるワークショップ、地域リーダーの育成が必要である。

### Ⅲ. 振興の基本方針

本地域は本市の北部に位置し、北端の氷室山とそれに連なる熊鷹山、野峰などの山々を源流とする秋山川、旗川、彦間川が流下する峡谷型の山村である。都市部まで20キロ、首都圏から90キロ前後に位置し、振興山村としては比較的都市に近い場所にある。生産年齢にある者は第二次又は第三次産業従事者で、一戸あたりの農地や山林の所有面積は少なく、農林業の専門者はほとんどいない。高齢者のみの世帯が多く、これら世帯の主たる収入は年金である。

このような状況の中で、本地域の振興方針は、農林業の振興を基本としつつ、都市住民との体験・参加型交流事業の振興及び地域資源を活用した新たな産業の振興による高齢者・女性を中心とする雇用の創出により、活性化を図るものとする。また、住みやすい環境とするため、社会資本の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。これら施策を総合的に推進し、合わせて、森林や農地の適切な保全管理及び鳥獣等被害防止施策を行うことで、住みやすく美しい山村、都市住民にとって魅力ある山村を実現するものとする。

なお、森林や農地の保全管理にあっては、水源流域の保水・保全機能の確保、土砂流出防止等の災害対策を推進するとともに、「癒し」や地球温暖化防止という現在の社会環境や地球環境から要請される重要な機能が十分発揮されるように努める必要がある。このため、本地域内における担い手の確保や育成のみならず、地域住民、関係団体及びボランティアによる広範な保全管理体制づくりについて検討する必要がある。

また、林業の活性化にあっては、森林組合を中核として、地域の森林を集約して、森林造成、育林、伐採、販売及び多面的機能の発揮ができるきめ細かい森林施業のできる林業事業体の育成が求められる。

これらを達成するための重点振興施策は次のとおりとする。

- 1 交流施策
- 2 森林、農用地等の保全施策
- 3 産業基盤施策
- 4 社会、生活環境施策
- 5 鳥獣等被害防止施策



#### IV. 振興施策（施策番号4、8は欠番）

##### 1 交通施策

- (1) 地域住民及び観光客の交通の利便を図るため、県道飛駒足利線、県道秋山葛生線、県道作原田沼線等の基幹的な道路の整備及び交通安全施設等の整備を促進する。
- (2) 県道の未整備区間の解消を促進する。
- (3) 地域住民の移動手段を確保するため、市営バスを運行する。

##### 2 情報通信施策

整備済みの情報通信インフラの維持管理を行う。

##### 3 産業基盤施策

- (1) 森林の適正な管理、効率的な林業経営を図るため林道の整備を行う。
- (2) 高性能の林業機械を導入し、効率的な森林施業を図る。

##### 4 経営近代化施策は欠番とする。

##### 5 地域資源の活用に係る施策

所得と雇用の増大を通じた本地域の活性化と定住促進を図るため、特色ある地域農林産物の加工・販売の強化に向けた地域ぐるみの取組や、地場農林産物を活用する農林産物等販売業の導入を促進する。

##### 6 文教施策

通学の安全性を確保するため、スクールバスの定期的な更新を行う。

##### 7 社会、生活環境施策

- (1) 日常生活の利便性向上及び集落間の活性化を図るため、集落道の整備を行う。
- (2) 安全で安定的な飲用水の供給を図るため、簡易水道施設の定期的な更新作業を行う。
- (3) 消防能力の向上を図るため、消防ポンプ車の購入、消防団拠点施設の整備を行う。
- (4) 快適な生活環境や水質保全を図るため、合併処理浄化槽の普及を図る。
- (5) へき地医療提供体制の維持に努める。

##### 8 高齢者福祉施策は欠番とする。

## 9 集落整備施策

地域の拠点形成等の施策を推進する。

## 10 国土保全施策

- (1) 森林の保全・土砂災害の防止を図るため、治山事業を推進する。
- (2) 旗川の保全・洪水氾濫等による災害の防止を図るため、河川事業を促進する。
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止を図るため、急傾斜地対策事業を促進する。
- (4) 水源流域の保水・保全機能確保のための保安林整備事業を行う。
- (5) 「とちぎの元気な森づくり県民税」を財源とした奥山林整備事業を行い、森林の持つ多面的機能を高める。
- (6) 計画的な造林、育林を行う。
- (7) 間伐材等を利用した商品の普及、開発を図る。

## 11 交流施策

- (1) 都市住民のニーズに合うように観光交流施設の整備を図る。
- (2) 山村地域の活性化やPRを図るため、そばまつりを行う。
- (3) 体験型、交流型等の新たな地域観光資源の掘り起こし、発信、継承を行う。
- (4) 集客力を高めるため、地域のおもてなしの心の醸成を図り、受け入れ態勢を充実させる。

## 12 森林、農用地等の保全施策

- (1) 森林の保全を図るため、林道網の整備等を計画的に推進する。
- (2) 農用地の保全を図るため、多面的機能支払交付事業や中山間地域直接支払事業等の各種事業の積極的な活用を図る。
- (3) 「とちぎの元気な森づくり県民税」事業の積極的な展開を図る。
- (4) 地域住民やボランティアによる保全活動を活性化する。

## 13 担い手施策

- (1) 認定農業者を増やし、経営感覚に優れた担い手を育成する。
- (2) 就農希望者への情報提供や支援を行う。
- (3) 生産性向上に向けた基盤整備を行う。

## 14 鳥獣被害防止施策

- (1) 野生鳥獣による農作物等の被害防止のため、電気柵の助成、地域ぐるみによる侵入防止柵の設置を推進し、個体数管理による捕獲駆除の強化を図る。

- (2) 捕獲従事者の担い手確保のため、わな猟免許取得の簡素化を関係機関に働きかける。
- (3) 「とちぎの元気な森づくり県民税」を財源とした里山林整備事業を行う。
- (4) ヤマビル被害防止のための啓発活動等を行う。

#### V. 産業振興施策促進事項の有無

産業振興施策促進事項の記載	記入欄（該当する欄に○を記入）
記載あり	
記載なし	○

#### VI. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本市の振興地域は特定農山村地域に指定され、このうちの旧野上村の上作原地区及び旧氷室村の秋山地区は「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づく辺地の要件も満たしている。また、振興地域内に県自然環境保全地域もあることから、本地域内で事業を実施する際には、これらの地域指定の基本方針と整合を図る必要がある。

また、上位計画である「栃木県山村振興基本方針」、「佐野市総合計画」との整合を図る必要がある。